

令和8年第1回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和8年1月28日(水) 午後3時00分から午後4時50分まで

2 場所 大分市役所議会棟3階 第4委員会室

3 出席者 教育長 栗井 明彦
一番委員 林 新太郎
二番委員 岡田 史絵
三番委員 廣津留 すみれ
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古賀 精治

4 出席事務局職員

教育部長	永野 謙吾
教育部次長兼社会教育課長	清水 篤
教育総務課長	中山 英人
学校教育課長	安部 桂司
児童生徒支援課長	平田 敬二
学校施設課長	武藤 英二
人権教育推進課長	高橋 秀徳
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	赤峰 竜二
美術振興課長	野田 智佳
教育総務課参事	佐藤 靖寿
学校教育課参事補	板井 晋一
学校教育課参事補	伊澤 真紀
児童生徒支援課参事	松尾 賢吾
児童生徒支援課指導主事	伊藤 寛
体育保健課参事	上野 展久

*三番委員は、インターネットを利用した方法による出席

5 書記

教育総務課参事補	石川 仁美	教育総務課主査	和田 宏
教育総務課主査	松下 祐介	教育総務課主任	金田 紗耶子

6 傍聴人 1名

7 議題

(1) 議案

(教議第1号) 令和8年度大分市学校教育指導方針について

(教議第2号) 大分市公民館運営審議会委員の委嘱について
(教報議第1号) 大分市奨学生選考委員会委員の委嘱について

(2) 報告事項

- (1) 大分市立中学校における生徒間暴力事案について
- (2) 大分市立学校における働き方改革推進プラン2030について
- (3) 県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について

8 会議の概要

教育長

ただいまより、令和8年第1回大分市教育委員会を開会いたします。

(午後3時00分 開会)

本日は、傍聴の方がいらっしゃるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

本日は、廣津留委員がこの場に参集することができないため、大分市教育委員会会議規則第2条の2第1項の規定により、インターネットを利用した方法による会議の参加を認めています。

本日の署名委員を二番委員、四番委員にお願いします。

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、報告事項(3)「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」につきましては、人事に関する案件であることから、報告を秘密会とすることを発議いたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

全委員

(挙手)

教育長

全委員賛成と認め、報告事項(3)は秘密会とします。残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の報告を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員

(了承)

教育長

それではまずはじめに、報告事項(1)「大分市立中学校における生徒間暴力事案について」報告いたします。事務局、説明をお願いします。

児童生徒支援課長

報告事項1点目「大分市立中学校における生徒間暴力事案について」ご報告いたします。

市立中学校の生徒による暴力行為の様子を撮影した動画が、SNS等で拡散されている事案につきまして、これまでの調査等で把握いたしました内容と対応状況等についてご説明いたします。本事案が発生した学校及び関係生徒につきましては、これまでの調査により特定はできております

が、関係生徒のプライバシーの保護、全校生徒の安全・安心な教育環境を確保する観点から、公表は差し控えさせていただいております。

これまでの対応状況でございますが、1月8日の早朝、教育委員会及び当該学校がSNSにおいて、動画が拡散されていることを把握し、教育委員会から直ちに警察に報告するとともに、確認のため、当該学校へ職員を派遣いたしました。

翌日の1月9日には、教育委員会より、臨床心理士を派遣しております。なお、臨床心理士につきましては、県教育委員会と連携し、翌週13日から現在も派遣を継続しております。

当該学校では、全校生徒を対象に朝の学級活動において、「今回の事案について知っていることはないか」、「その他、いじめや暴力を受けている生徒はいないか」などについてアンケートを行うとともに、学級担任等が順次、個人面談を実施しております。

また、同日、16時より臨時の記者会見を開催し、1月8日時点で把握しております内容と対応状況等についてご説明いたしました。当該学校では10日、学年ごとに保護者説明会を実施し、事案の概要、これまでの指導の経過、今後の対応等について保護者の方へご説明いたしております。

さらに1月13日に市内全小中学校の校長に対しまして臨時校長会を開催し、事案の概要説明、及び児童生徒の問題行動防止に向けた指導の徹底と自校の取り組みの確認を行うよう指導したところであります。

また、市に当該学校に向けた脅迫メールが届いたことを受け、翌14日に当該学校が、保護者にお知らせするとともに、14日から教育委員会及び警察等と連携しパトロールを実施しており、翌15日につきましては、当該学校は部活動を中止し、一斉下校といたしました。なお、1月26日の文教常任委員会の後に、これからご説明させていただく内容を含め、記者説明を行ったところでございます。

関係資料②をご覧ください。教育委員会が本事案に関し把握している動画は3本であります。1本目は、校舎内1階廊下で一方的に殴るけるの暴力行為を行っている動画であります。

2本目は、校区内の公園で、1対1の戦いのような状況から、一方的な

暴力行為になる動画であります。3本目は、同じく校区内の公園において、馬乗りの状態で暴力行為を行っている動画であります。

本事案3件に関係する生徒は、13名で、うち1名が高校生でございます。

主な関係生徒は、1本目、2本目、3本目の動画の加害生徒A、1本目の動画の被害生徒B、2本目の動画の被害生徒、及び3本目の動画を撮影した生徒C、3本目の動画の被害生徒D、1本目と2本目の動画を撮影した生徒Eとなります。

事案の概要につきましては、発生順にご説明させていただきます。まず、2本目の動画についてでございます。事案の状況につきましては、関係生徒の話によりますと、令和7年7月7日、午後4時頃、校区内の公園で発生しております。

関係生徒は、現場にいたA、C、D、E、他3名、その他の関係生徒1名の計8名でございます。暴力行為に至った経緯及び暴力行為の撮影につきましては、同年同月6日、加害生徒Aは、「被害生徒Cが、Aに関することをSNSに書き込んだ」との情報を他の生徒からSNSを経由して知りました。

Aはそのことを悪口と捉え、その事実についてCに尋ねたところ、Cは書き込んだことを認めたため、翌日ケンカをすることを双方で話して決めております。

翌7日の放課後、AとCを含む7名で公園へ移動し、AとCがケンカを始めますが、Aの一方的な暴力となったため、一緒にいた他の生徒が制止をしております。

また、Aはケンカの様子を自身が無断で持ち帰った教育用タブレットで撮影するよう関係生徒Eに依頼し、Eが撮影しております。

なお、事案直後、加害生徒Aは暴力を振るったこと、被害生徒Cは書き込んだことについてお互いに謝罪しております。その後の動画の共有状況や拡散の経緯につきましては、同日、その動画を撮影した関係生徒Eと加害生徒Aが、Aの教育用タブレットからそれぞれのスマートフォンに転送し、それぞれ別のSNSに投稿をしております。

その後の拡散の経緯については不明でございます。

発生後の学校の指導につきましては、同日以降、本事案や動画について、学校側での把握はなく、動画拡散後の令和8年1月8日に初めて把握し、関係生徒からの聴き取り等を行っております。

次に、1本目の動画についてでございます。事案の状況につきましては、関係生徒の話によりますと、令和7年7月9日、午前9時30分頃、校舎内1階廊下で発生しております。

関係生徒は、現場にいたA、B、D、E、他2名、その他の関係生徒C、他1名の計8名となります。暴力行為に至った経緯及び暴力行為の撮影につきましては、同年同月8日、加害生徒Aと被害生徒Bの関係が悪くなるような内容を他の生徒がSNSを通じてCに伝え、CがそのことをAに伝えております。

翌9日、Aは廊下でBを発見したのち、Bを押し倒し、一方的に殴る蹴る等の暴力行為を行っております。その状況を、近くにいたEが、自ら教育用タブレットで撮影しております。

加害生徒Aにつきましては、発生当時は被害生徒Bに謝罪ができていませんでしたが、現在、AはBに対する暴力行為について反省をしており、Bへの謝罪の気持ちをもっております。

その後の動画の共有状況や拡散の経緯につきましては、動画を撮影したEは翌日の10日、自身のスマートフォンを無断で校内に持参し、自身の教育用タブレットから動画を転送するとともに、Aとも共有しております。

その後の動画の共有状況や拡散の経緯については不明でございます。

発生後の学校の指導につきましては、同日以降、本事案や動画について把握をしておりませんでした。動画拡散後の令和8年1月8日に初めて把握し、関係生徒からの聴き取り等を行っております。次に、3本目の動画についてでございます。

事案の状況につきましては、関係生徒の話によりますと、令和7年9月22日、午後4時頃、2本目の動画と同一の校区内の公園で発生しております。

関係生徒は、現場にいた生徒A、C、D、他6名、この中には高校生1名を含みます。その他の関係生徒1名とあわせて、計10名となります。暴力行為に至った経緯及び暴力行為の撮影につきましては、同年同月17日、SNSを通じ、他の生徒のアカウントから加害生徒Aに悪口が送信されております。

同年同月22日の放課後、Aは、被害生徒Dを含む3名が他の生徒のアカウントを無断で使用して悪口を送信したものであることを知り、公園でDに問いただしたところ、認めなかったため、押し倒し、馬乗りになって殴る等の暴力行為に至っております。

また、Aは、その様子をAのスマートフォンで撮影するようCに依頼し、Cが撮影しております。事案直後、加害生徒Aは暴力を振るったこと、被害生徒Dは他の生徒のアカウントを無断で使用して悪口を送信したことについてお互いに謝罪をしております。

その後の動画の共有状況や拡散の経緯につきましては、同日帰宅後、Aが他の生徒2名のそれぞれから動画の転送を依頼されたため、送付しておりますが、その後の拡散の経緯については不明でございます。

発生後の学校の指導につきましては、同日、本事案や動画について把握し、指導等を行っております。しかしながら、指導において今回の1本目、2本目の事案の発見には至っておりません。

今回の事案の主な問題点といたしましては、

①当該学校では、暴力やいじめは、「決して許されない行為である」ことを、日頃から生徒に対し指導を行っていましたが、校内で暴力行為が発生し、その様子を生徒が撮影を行い、動画を複数人で共有したこと、②また、そのことを中学校が把握できず、事案発生から把握まで長期にわたってしまったこと、③本来学習に使われるべき教育用タブレットが動画の撮影に使用されたこと、④3本目の動画に関しては、学校が把握し対応しておりましたが、1本目、2本目の動画の発見につながる適切な対応ができていなかったことでございます。

事案発覚後、当該学校におきましては、本事案に係るアンケートや、学級担任等による個人面談を実施するとともに、生徒、保護者の相談窓口を

新たに開設し、広くご意見等をいただくようにしております。

教育委員会といたしましては、当該学校に県教育委員会と連携して臨床心理士を派遣し、生徒の心のケアに努めるとともに、安全・安心な教育環境の構築に向け、防犯カメラの設置の必要性につきまして検討をしているところでございます。

今後、このような事態を二度と繰り返さないよう再発防止に向けて、いじめや暴力行為への対応に係る生徒指導体制の強化、教育用タブレットの使用や個人用スマートフォンの校内での取り扱いに係る指導の徹底、家庭と連携した情報モラル教育・情報リテラシー育成の強化、教育相談体制の強化と学校内外における相談窓口の周知等について、市内小中学校に対し指導の徹底を図ってまいります。

なお、今回の3本の動画の内容につきましては、教育委員会として、いずれも生徒間の暴力行為であり、いじめ防止対策推進法における「いじめ」の定義に該当すると判断いたしました。また、本事案につきましては、3件とも「いじめの重大事態」と認定し、今後、大分市いじめ問題第三者調査委員会において調査を行うこととしております。

最後になりますが、1本目の動画の被害生徒Bの保護者との面談において、「1月8日にSNS上に動画が拡散されたことにより、毎日が不安な状況となり、平穏な生活が送れていないこと」など、被害生徒保護者の悲痛なお気持ちを、伺ったところであります。

教育委員会といたしましては、被害生徒と、そのご家族の方の、心のケアを最優先に取り組むとともに、当該学校や関係機関等と連携して、生徒指導体制の強化を図り、安全・安心な学校づくりに取り組んでまいります。

以上でございます。

それでは質問に移りますが、報道関係の方々並びに傍聴者の方も含めて、お願いがございます。

本日の資料は、あくまでも報告内容をわかりやすくするためのものです。ですから、この資料の今後の取り扱いについては、個人及び関係者の心情に十分配慮したものとなるよう特段のご留意をよろしくお願いいたします。

教育長

ます。

それでは委員の皆様、ご質問はありませんか。なお、ご質問の際には、学校名や氏名等、個人を特定できるような情報を控え、プライバシーに十分配慮した質問をしていただきますようお願いいたします。

四番委員

主な関係生徒5名、A、B、C、D、E以外の関係生徒、その場に来た、各動画に2名とか3名とか6名ありますが、これは重なってはいないということよろしいのでしょうか。同じ人物ですか。

児童生徒支援課長

全体では、関係生徒は13名ということであります。それぞれ8名、8名、10名ということでございますので、重なり合っている生徒がいるということでございます。

四番委員

答えられる範囲でお願いしたいのですが、この関わっている関係生徒のつながりというか間柄というか、小さい頃から知っているのかとか、部活とか社会体育等でつながりがあったとか、もう全く中学校からのお友達関係なのか、どういったことでこういうことになっていったのかということはお聞きできますか。

児童生徒支援課長

13名の中には、よく一緒にいた生徒同士ということもございますが、そうでない生徒、関係生徒の中には関係性の非常に薄い生徒もいるということであります。それぞればらばらでございます。

五番委員

二つお聞きしたいのですが、ここに複数の生徒さんが関わっていますが、SNS上でいろんな書き込みがあります。今現在、登校状況というか、学校に、被害者、加害者、傍観者もいると思いますが、関係者の生徒が今どういう登校状況で、授業をどういうふうに受けているかというのが1点と、このAという生徒に対する指導の在り方を少し詳しく言える範囲で教えていただければと思います。申し上げられなかったら結構です。

児童生徒支援課長

被害生徒につきましては、発言を控えさせていただきたいと思います。また、関係生徒の中には、やはり登校を控えている生徒もいるというところになります。また、加害生徒につきましては、連携を図りながら今対応しているというところでございます。

一番委員

非常にプライベートでプライバシーに関わる事案であり、質問自体が難しい点は承知しています。そのうえで、今回の問題点を整理すると、まず

「喧嘩をしたこと」自体が悪いのか、学校のタブレットを使って録画したことが悪いのか、さらにその動画をネットにアップしたことが悪いのか、いずれも問題があると考えています。ただし、今回いじめと認定された以上、まず最も重大なのは「暴力行為そのものが悪い」という点だと思います。また、動画が拡散されるまで学校側がこの暴力事案を把握していなかったという問題もあります。教育委員会として、これら一連の問題をどのように認識し、どの課題を優先的に解決すべきと考えているのか、お伺いします。

児童生徒支援課長

学校の対応という点で申し上げますと、まず1本目・2本目の動画については、そもそも動画の存在や事案そのものを把握できていなかったことが問題でした。3本目の動画については把握して指導を行っていましたが、それが1本目・2本目の事案の発見にはつながらなかったという状況があります。その結果、被害に遭った生徒が長期にわたり辛い思いをしていたにもかかわらず、学校として十分に発見・対応できていなかった点が大きな課題です。また、学校が指導を行っているにもかかわらず、教育用タブレットを使用してこのような動画が撮影され、さらに拡散につながっていることについては、指導が十分に行き届いていないという問題があると認識しています。

一番委員

ということは、やはり教育の管轄する側からいたしますと、今回の発見が3本目はすぐ発見できたものの、1本目、2本目についてはかなり遅延してしまったというところが一番の問題であると教育委員会としては認識されているということでしょうか。

児童生徒支援課長

1本目につきましては校内で発生していますが、その当時にしっかりと把握ができていなかったというところで、長期化しているというところが最も大きいと思っております。それまで指導もされているとは思いますが、把握につながっていない、解決につながっていなかったというところが課題であったと思っております。

一番委員

立て続けで申し訳ありません。1本目の動画というのは、撮影された後、すぐにアップされているのでしょうか。そして、それは注意をしたりすれば、学校側や教育委員会としては把握ができる性質のものなのでは

うか。

児童生徒支援課長

1 本目につきましては、資料2を見ていただければ分かると思うのですが、下から2番目の真ん中のところになりますが、撮影者が、翌日に自身のスマートフォンを学校に持ち込んで、それに転送している。そして、Aとも共有を行っていますが、その後の動画の共有状況や拡散の経緯については、これ以上は調査しておりますが不明であるというところになりますので、その後、何らかの形でSNS上に流れていったということになっております。

一番委員

当然、本人たちも当時は世間に公開しようという意図ではなく、友人同士で証拠のような形として画像や動画を共有していたのではないかと考えられます。

再発防止にあたっては、倫理的な指導を行うことは当然必要であると思っておりますが、一方で、このような拡散を完全に防ぐことができたのかという点については、今回の報告内容を見る限り、どのような対応を取れば防止できたのか、直ちには思い浮かばない部分もあります。今後の課題として、さらに検討していく必要があると感じております。

今回の事案においては、撮影したこと自体にも問題はありますが、それ以上に、被害生徒の心を深く傷つけるような動画が世間に拡散されてしまったことが大きな問題であると認識しております。

また、もう一点質問ですが、今後の課題としては、今回の経緯をさらに詳細に把握したうえで、同様の事案をできるだけ早期に発見し、拡散を防止することが一つの重要な課題であると考えます。

加えて、先ほどお話があった被害生徒のメンタル不調について、今後どのように回復支援を行っていくのかという点も大きな課題であると理解しておりますが、そのほかにも現時点で課題として認識している事項があるのか、お伺いしたいと思います。

児童生徒支援課長

まず、先ほどお伝えしたように、校内で起こった事案について、把握に至るまで長期間を要していたという点を踏まえ、校内の指導体制を見直し、子どもたちが声を上げやすい環境をつくっていくことが重要であると考えております。

また、拡散防止やインターネットの安全利用に関する教育につきましては、これまでもモラル教育や情報リテラシー教育を毎年実施しておりますが、必ずしも適切な利用につながっていない現状もございます。そのため、今後はこうした教育について、さらに力を入れて取り組んでいく必要があると考えております。

加えて、最も重要なのは、被害生徒及び保護者への十分なケアに努めていくことであると認識しております。あわせて、本件を受けて、学校全体としても多くの生徒が心を痛めている状況がありますので、そうした生徒たちへの心のケアについても十分に行っていく必要があります。

そのうえで、再発防止に向け、こどもたちが安全・安心に学校生活を送ることができるよう、学校と十分に連携を図りながら、必要な対策を講じていくことが重要であると考えております。

一番委員

分かりました。今のお話を要約すると、要するに、学校現場における、いじめや暴力行為に対して、いけないことなのだという学生の意識をもっと高めて、こういうものが発覚した時点ですぐに学校側に共有できる、周囲に共有できるような体制をさっと進めて、体制づくりを進めていくということと、それと被害生徒のメンタルケアを細心の注意を払って行うという、この2点であると考えているということでしょうか。

児童生徒支援課長

はい。

三番委員

2点質問があります。

まず1点目ですが、関係生徒の登校状況について伺います。現在ではなく、事案発生当時の状況として、加害生徒、被害生徒を含め、欠席が見られるような状況はなかったのかという点についてお聞かせください。

2点目ですが、先ほどの質問と一部重なる部分もありますが、生徒Aが動画撮影を依頼していたことが確認されているとのことでしたので、その依頼をした目的や、撮影した動画をどのように使用しようとしていたのかなど、現時点で分析等から分かっていることがあれば、お知らせいただきたいと思います。

児童生徒支援課長

事案発生前までの登校状況につきましては、通常の範囲での登校をしているというところであります。また、依頼等につきましては、個別の内容

	になりますので、今回お答えを控えさせていただきたいと思います。
三番委員	すみません、1点目は事案発生時です。発生後ですね。
児童生徒支援課長	被害生徒については、お答えを控えさせていただきます。関係生徒につきましては、登校を控えている生徒もいます。
三番委員	それは今ですか。そうではなくて、その事件発生時が、7月の時点と9月の時点で欠席が見られた生徒はいるかという質問です。
児童生徒支援課長	本件に関してということであれば、そのようなことはございません。
二番委員	不安に思われている保護者の方がたくさんいらっしゃると思うのですが、10日の保護者会でどのような御意見がありましたか、教えていただけますでしょうか。
児童生徒支援課長	多くのご意見をいただいているところでありますが、いくつかご紹介しますと、加害生徒に対してどのように指導しているのかといったことや、安心して学校に行かせる取組はどういうふうにしていくのかとか、これから入試を控える他の生徒への影響はないのか、そういったいろんな意見が出されているところです。今回、報告内容を分かりやすくお伝えするということで、委員の皆様方にご説明をさせていただき、様々なご質問やご意見をいただいたところでございます。 教育委員会といたしましても、今回いただいたご質問やご意見を真摯に受け止めながら、今後、適切に対応していくことが重要であると考えております。特に、関係生徒の中でも被害生徒につきましては、今後も学校生活の中で安心して過ごし、引き続き活躍できるよう、十分なフォローを行っていく必要があります。また、メンタル面のケアにつきましても、継続して丁寧に対応していきたいと考えております。 加えて、本件により学校全体が動揺している状況も考えられますので、今後は保護者説明会等につきましても、丁寧に実施してまいりたいと考えております。引き続き、委員の皆様方のご支援、ご協力をお願いしたいと思っております。
教育長	それでは次に、教議第1号「令和8年度大分市学校教育指導方針について」を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。

教議第1号「令和8年度大分市学校教育指導方針について」ご説明申し上げます。

学校教育指導方針は、本市で取り組むべき教育をめぐる課題を明らかにするとともに、各学校（園）における教育活動と取組の重点を明確にすることを目的に、毎年作成しております。

令和8年度の指導方針の作成に当たりましては、学習指導要領等を踏まえつつ、「大分市総合計画 未来へつなぐ おおいたビジョン2034」、「大分市教育ビジョン2029」の内容を反映しております。

第1部につきましては、「本市の目指す学校教育」や「本市の目指す子ども像と3つの姿」、また、本市の実情に即し、「重要課題と指標」を示しており、「大分市教育ビジョン2029」に基づき、構成を若干変更しております。主な変更箇所としましては、重要課題Ⅲ「社会の変化への対応」の項目にありました「キャリア教育の推進」を重要課題Ⅰ「『縦の接続』による教育の展開」へ、また、重要課題Ⅳとしておりました「地域とともにある学校づくりの推進」を「特別支援教育の充実」及び「いじめ、不登校対策等の充実」の後の重要課題Ⅵへ変更しております。

なお、昨年度の大きな変更点でもありました、目指す子ども像を大きく1つの姿で示し、育成すべき資質・能力を考慮した3つの姿を位置付けたこと、また、重点課題の指標を「大分市教育ビジョン2029」と連動させ、項目ごとに基準値・目標値・実績値を記載し、各学校への意識付けを図っていくこととしております。

第2部につきましては、「重要課題」ごとに、その解決に向けた「具体的な方法や視点」と、重点的に取り組むべき内容を「本年度の重点」として示しております。各項目の指標の実績値につきましては、最新の数値を更新してまいりますので、一部空欄となっておりますことをご了承ください。

また、令和7年度版と変更した箇所を、赤字で示しておりますので、これから主な変更箇所を中心にご説明申し上げます。

最初に、学校教育課及び保育・幼児教育課に関する内容についてでございます。

重要課題「幼児教育の充実」につきましては、大項目2「生きる力の基礎を培う魅力ある保育」のリード文について、教育課程は幼児期の発達全体を見通して編成する必要があることから「幼児期の発達の特徴を十分に踏まえた」と変更しております。

重要課題Ⅰ『「縦の接続」による教育の展開』の1「幼保小連携の推進」につきましては、幼児期の学びを小学校教育につなぐためには、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しながら架け橋期のカリキュラムを作成し、相互理解に基づいた取組を推進することが重要であることから、「0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ」と加筆しております。また、小1プロブレムの説明として、「児童が小学校入学後に集団生活に適応することができない、いわゆる」と加筆するとともに、何を接続するのかを意識できるよう「学びの」という文言を加筆しております。

本年度の重点につきましては、学びに連続性のある架け橋期のカリキュラムとするために、校区内の園と小学校が、保育参観・授業参観を実施するとともに、参観のみで終わるのではなく、実際のこどもの姿を基にした協議を行いながら、互いの教育・保育への理解を図ることが大切となります。そのため、「参観したこどもの姿を基にした協議の実施」と加筆しております。

また、令和8年度は、架け橋期のカリキュラム内の校区で共通にする項目を作成するとともに、各小学校・園が実施及び振り返りを行う年であることから、「相互理解に基づいた架け橋期のカリキュラムの作成・実施及び振り返り」といたしました。

続いて、2「小中一貫教育の推進」につきましては、現在行っている実践発表校による公開研究発表会は、令和9年度の大分西中校区及び南大分中学校区の発表を以て終了となりますが、今後もこれまで本市が積み上げてきた小中一貫教育の理念・取組を形骸化することなく、義務教育9年間を見通した系統的な教育を推進していくことが重要であると考えております。そのためには、各中学校区において目指すこども像や教育目標等を、学校、保護者、地域で共有するとともに、目標の実現に向けた教育課程の実施、改善に努めていくことが重要であると考えており、令和7年度学校

教育指導方針にて、育成すべき資質・能力を踏まえた「3つの姿」を示したことに基づき、「視点1」及び「各中学校区の実践」に中学校区における「育成すべき資質・能力を明確にすること」を新たに追記しております。

3「キャリア教育の推進」につきましては、昨年度重要課題Ⅲ－2に位置付けておりましたが、大分市教育ビジョン2029の記載順との整合を図るため、移動しております。取組の内容等に変更はございませんが、リード文を追記し、各学校において社会や職業との関連を重視しつつ、学校の特色や地域の実情を踏まえ、小中学校9年間を通して継続的、発展的な取組を推進する必要性を示しております。

重要課題Ⅱ「知・徳・体のバランスのとれた力の育成」の1「確かな学力の定着・向上」につきましては、大分市学力向上推進プラン2025におきまして、総合的な学習の時間の充実を示しており、今後も引き続き、各教科等で学んだことや身に付けた資質・能力を様々な場面で発揮する教科等横断的な視点からの授業づくりを進め、学んだことの有用感や達成感を子どもたちに味わわせていきたいと考えておりますことから、重要課題の目的のリード文につきまして、「探究的な見方・考え方を働かせる総合的な学習の充実を図ること」を追記しております。

「本年度の重点」につきましても、探究的な学習の充実が今後一層求められることから、項目を新たに設け、「『課題の設定』『情報の収集』『整理・分析』『まとめ・表現』の過程が繰り返される探究的な学習の充実」について記載しております。

また、重点3点目の英語教育につきましては、国の英語教育実施状況調査等の分析結果では、英語の授業におけるICTの活用が生徒の英語力に影響を与えることが明らかとなっており、本市においては、小学校外国語科、中学校英語科における学習者用デジタル教科書等、ICTについて活用の余地があることから、新たに「外国語活動・外国語化の授業におけるICTを活用した言語活動の工夫」を追記しております。さらに、重点4点目につきまして、本市では中学入学後、生徒の英語学習への意欲の低下が課題であることから、小中学校の教員が英語教育の相互理解を深める目

的で、「互見授業等による学習内容や指導方法等の相互理解」を追記しております。

重要課題Ⅱ—2「豊かな人間性と社会性を育む道德教育」における道德科の指導につきましては、学校や地域の特色を生かし、9年間を見通した系統的な教育課程の実施、改善を推進していくため、(6)「小中合同授業研究会等の機会を活用し」の後に、「中学校区における道德教育の重点目標や」を追記しております。

また、大項目2「自己実現を図ろうとする態度を育む特別活動」につきまして、学習指導要領における特別活動の目標である「人間関係形成」に関して、「年齢や性別などの属性、考え方や関心、意見の違い等を理解した上で認め合い、互いのよさを生かすような関係をつくることが大切である」という趣旨を踏まえるとともに、「大分市教育ビジョン2029」の指標である「自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合」に関連する取組の充実を図るため、

「心の触れ合いを深める活動」を「互いのちがいやよさを認め合う活動」に変更しております。

構成上の変更となりますが、重要課題Ⅲ「社会の変化への対応」の大項目1グローバル社会における人材育成に向けた教育の推進につきましては、「大分市教育ビジョン2029」を踏まえ、大項目3にございました「地域の歴史、伝統や文化を大切にする教育」の項目を移動し、(2)に位置付けております。

大項目3働き方改革の推進につきましては、現在、策定を進めております「大分市立学校における働き方改革推進プラン2030」に名称を変更しております。

学校教育課に関する内容につきましては、以上でございます。

教育センター所長

次に、教育センターに関する内容につきまして、主な変更箇所を中心にご説明いたします。

大項目1確かな学力の定着・向上を図る学習指導の2の(6)につきまして、「情報の収集や考えを広げ深める話し合い等の学習活動」を「自分の意見をまとめ表現する活動」と変更いたしました。これは、全国学力・学

習状況調査の児童生徒質問調査結果において、「自分の考えや意見を分かりやすく伝えることができる」に対する肯定的回答の割合が低かったことから、今後はＩＣＴを活用し、考えをまとめたり、表現したりする学習活動の充実に図るためでございます。また、後半部分の「授業での学習内容との関連付けを図った家庭学習」につきましては、分かりやすく文言を整理し、「授業と関連付けた学習内容」と変更いたしました。

本年度の重点の一つ目についてですが、「一人１台端末」に「電子黒板等のＩＣＴ」を追記し、「一人１台端末や電子黒板等のＩＣＴ」と変更いたしました。これは、一人１台端末をはじめ、昨年度末に各学校に配備いたしました電子黒板を含む他の教育用機器の活用を推進するためでございます。

教育センターに関する内容につきましては、以上でございます。

上野体育保健課参事

続きまして体育保健課に関する内容につきまして、ご説明申し上げます。

大項目３ 健やかな心身を育む学校保健の２の（４）につきましては、自主的、実践的な態度を身に付ける主体が児童生徒であることを明確にするため、文言を修正しました。

次に、大項目６ 学校給食の充実の１のリード文ですが、学校給食法の目標に合わせ文言を修正しました。

また、２のリード文及び（１）ですが、文言を修正しております。

以上でございます。

児童生徒支援課長

続きまして児童生徒支援課に関する内容につきまして、ご説明申し上げます。

重要課題Ⅱ－２「豊かな人間性と社会性の育成」における「本年度の重点」の５点目につきまして、先般市内中学校で発生した生徒間暴力動画拡散事案を踏まえた今後の対応の強化、また、本市のいじめの認知件数において、インターネットを通じての誹謗中傷等に係る件数が年々増加傾向にある状況を鑑み、「ＳＮＳを通じたいじめの問題、人権侵害等、情報モラルに関する指導の強化」と変更しております。

重要課題Ⅴ「いじめ、不登校対策等の充実」についてでございます。

1（3）につきましては、重要課題の目的のリード文との重複を避け、文末の文言を修正しております。

また、2（2）及び（3）につきましては、今年度、「大分市いじめ問題対応マニュアル」及び「大分市不登校対応マニュアル」を改訂したことから、表記を変更しております。

児童生徒支援課に関する内容につきましては、以上でございます。

人権教育推進課長

続きまして、人権教育に関する内容につきまして、ご説明申し上げます。

重要課題Ⅶ「学校教育における人権教育の推進と充実」のリード文につきましては、令和7年6月に国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」を踏まえ、各学校において、人権教育の推進と充実を図る必要があるため、文言等を整理しました。特に、情報化社会の進展に伴い、インターネットによる人権侵害が各人権課題と密接な関わりがあることから、基本計画にも明示されている「インターネット上の人権侵害が横断的な人権課題となる」という文言を文章の初めに示しております。

次に、大項目1人権尊重の視点に立った教育活動の（1）につきましては、各学校において人権教育が何を目指すのかを明確にし、教職員がこれを十分に理解し、組織的・計画的に進めることが重要であることから、「各学校の人権教育目標の実現に向け」を加筆いたしました。

最後に、＜本年度の重点＞の3点目につきましては、教職員研修の充実をより図る必要があることから『人権教育に関する資料や、こども理解を深めるための「こどもの分析会」等を活用』という具体的方策を示しております。

人権教育推進課からは以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

四番委員

「縦の接続」による教育の展開、幼保小連携推進協議会、これは実績値が69%で、目標値が70%というここの数値の関係、目標値が低いのではないかということと、目標値がそもそも70%で、今もう実績が69%で、ほぼ達しているということでの判断であれば、指標自体を別物とするというか、年2回の実施ではなくて、実施してどうかとか、実施を踏まえ

でどうしていくとかいう指標の中身を変えるとか、ここについて御説明をお願いします。

学校教育課長
四番委員

幼保小の連携の指標の分ということでよろしいですか。

はい。実績値が69%で、目標値が70%というこの数値目標の設定と、目標値がもっと高いところで、そこにさらに目指していくのか、もうこれは目標値に近づいたので、じゃあ指標を別のものに、別のものというか、新たに協議会を実施してその後どうしていくという、もうちょっと具体的な中身にするのかをお願いします。

学校教育課長

幼保小の連携に係る指標の部分につきましては、大変申し訳ございませんが、担当課である保育・幼児教育課と十分な確認ができておりませんでした。私のほうで改めて確認いたしますが、委員がおっしゃるように、目標値と実績値の数値が非常に近い状況であると認識しております。

恐らく、目標値の設定にあたっては、これまでの実績値を踏まえて設定されたものと考えられますが、その一方で、この指標を設定して取り組んでいるということは、実際にはこの取組をさらに推進していく必要性が高いという判断があったものと考えられます。

そのため、指標そのものは維持しつつ、目標値についてはもう少し高い水準を設定してはどうかというご意見があったことについて、担当課へお伝えしたいと考えております。

五番委員

私も、せっかく指標が示されておりますので、一つ目の指標である「国・県・市主催の学力調査における全国平均以上の教科の割合」について注目して見ておりました。

もちろん、学力調査の点数だけで一喜一憂するのはいかなものかという議論や、単純に他と比較して評価することへの慎重な考え方もあるとは思いますが、一つの指標としては意味のあるものだと感じております。

その中で、小学校については全教科で100%となっており、大変立派な結果だと思います。一方で、中学校については82.6%から69.2%へと下がっており、かなり大きな下がり方をしている印象を受けました。

そこで、本年度の重点目標との関係についてお伺いしたいのですが、ほ

かの指標については重点として掲げられている理由が比較的分かりやすい一方で、この全国平均以上の教科割合については、毎年変動があるとはいえ、大分市として継続的に伸び悩んでいる教科があるのであれば、そこを重点課題として位置付ける考え方もあるのではないかと思います。

先ほどのご説明では、重点項目の4番目として英語教育が挙げられておりましたが、これは実際に教科として英語が弱いという分析に基づくものなのか、それとも、グローバル社会への対応という時代的な要請から重点化しているものなのか、そのあたりをお聞きしたいと思います。

せっかく教科別の割合という指標があるのであれば、「この教科は特に伸びにくい傾向があるため重点的に取り組む」といった形で重点施策との関連が見えると、より分かりやすいのではないかと感じましたが、その点についてはいかがでしょうか。

今、委員がおっしゃったように、当然ながら学力調査やテストの結果、点数のみをもって子どもたちを評価するということではございません。しかしながら、子どもたちの学力の定着状況や、現在どの程度の力が身についているのかを把握する一つの指標としては、全国平均以上の教科の割合を高めていくことも必要であると考えております。

そのような視点から見ますと、小学校につきましては、多くの教科で目標を達成している状況でございますが、中学校につきましては、先ほどもございましたように、特に英語において全国平均を上回ることができていないという現状がございます。

そのため、本年度の重点項目として掲げております「英語教育の充実」につきましては、中学校における学力向上を図る必要性を踏まえた取組として位置付けております。

具体的には、ICTの活用や英語授業そのものの授業改善を進める必要があることから、学校教育課の英語教育推進室の職員が各学校を訪問し、英語教育の充実に向けた指導助言を行っております。

また、中学校には「教科指導マイスター」として中心的な役割を担う教員も配置しておりますので、そうした教員を核として、各学校における授業力向上に取り組んでおります。

さらに、「授業力向上アドバイザー」の取組として、特に判田小学校・判田中学校においては、小中をつなぐ英語教育の学びの連続性を意識しながら、小中一貫の視点による英語教育の充実にも取り組んでおります。

このように、さまざまな側面から中学校における英語教育の充実を図っており、現状としては課題もございますが、英語を中心として改善を進めていきたいと考えているところでございます。

五番委員

分かりました。いや、重点目標を見ると、今求められている学力というか、力を伸ばしたい、底上げをしたいように見えるのですね。でも目標からしたら、例えば数学はどうなのか、理科はどうなのかなとかいろいろ考えるのですが、特に英語に焦点を絞っているということですね

学校教育課長
教育長

そうですね。

それでは採決いたします。教議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員
教育長

(異議なしとの声)

ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第2号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼
社会教育課長

教議第2号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本案は、中央公民館の運営審議会委員を選出団体での役員交代などに伴い、後任の委員を委嘱いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、後任の委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

以上でございます。

教育長
全委員

ご質問などございませんか。

教育長

(なしとの声)

それでは採決いたします。教議第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員

(異議なしとの声)

教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。 それでは次に、教報議第1号「大分市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。 事務局、説明をお願いします。
児童生徒支援課長	教報議第1号「大分市奨学生選考委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。 本案は、大分市奨学生選考委員会委員につきまして、推薦団体における役員の改選に伴い、後任の委員を委嘱いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。 なお、今回委嘱いたします委員の任期は前任者の残任期間となっております。 以上でございます。
教育長	ご質問などございませんか。
全委員	(なしとの声)
教育長	それでは採決いたします。教報議第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしとの声)
全委員	(異議なしとの声)
教育長	ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。 それでは次に、報告事項の説明をお願いします。
学校教育課長	報告事項2点目「大分市立学校における働き方改革推進プラン2030について」について、ご報告申し上げます。 本市教育委員会が推進している学校における働き方改革でございますが、現行の計画が今年度までとなっておりますことから、令和8年度からの新たな計画となる「大分市立学校における働き方改推進プラン2030」の最終案を作成しましたので、概要についてご説明いたします。 まずは策定の趣旨でございますが、冒頭でございますように学校教育を取り巻く環境は日々変化しており、それに伴う課題が複雑化・困難化しており、あわせて保護者や地域からの要望も多く、結果として教職員の負担が増大し、長時間勤務の常態化が全国的な課題となっており、本市でも同様の状況でございます。

3段落目にございますが、計画の見直しにあたっては、これまでの取組を継承していくとともに、令和7年6月に成立した「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」により、働き方改革の一層の推進が法的に位置付けられたことから、法改正の内容も踏まえた見直しとしております。

次に本プランの位置付けでございますが、上位計画である大分市総合計画、大分市教育大綱、大分市教育ビジョンを踏まえるとともに、令和7年6月の法改正により教育委員会での策定が義務付けられた「業務量管理・健康確保措置実施計画」としても位置付けします。

次に計画期間でございますが、令和8年度から令和12年度の5年間といたします。

計画期間中ですが、毎年度進捗管理を行うとともに、総合教育会議においても適宜ご報告させていただくこととしております。

働き方改革に関する本市の状況についてご説明いたします。

まず人口と児童生徒数の推移でございますが、本市でも平成28年度をピークに人口減少局面に入り、同様に児童生徒数も減少傾向でございます。

次に教職員の状況でございますが、小中学校あわせて1,926人で、そのうち約64%が小学校でございます。

働き方改革の指標でもある、教職員の時間外在校等時間の推移でございます。

グラフの左側が現行の第二次計画、右側が教育ビジョンでそれぞれ掲げる指標でございます。

次に教職員の働き方改革について、令和7年7月に全教職員に対してアンケートを実施したところ、調査項目Aの働き方改革が進んだと感じる割合は45.5%でしたが、調査項目BとCについては30%を下回っており、学校現場ではその効果を実感できていないとの結果でございました。

本プランでは、「学校における働き方改革を「総がかり」で推進することにより、教育の質の維持・向上を図る」を基本理念とし、その実現に向けた基本方針を「教職員の意識向上・業務改善の推進・地域との協働」と

いたしました。

また、長時間勤務の是正や、教職員のワークライフバランスや働き甲斐、心身の健康確保等を考慮し、五つの評価指標を定めております。

基本方針1の教職員の意識向上では、

- ・勤務時間の適切な管理による働き方改革の深化
- ・教職員研修の見直しと専門性の向上
- ・教頭の負担軽減に向けた働き方改革の推進

にそれぞれ取り組むこととしており、【教職員の勤務時間等の管理】では、出退勤管理システムによる適正な勤務時間の管理を徹底するとともに、自宅等へ持ち帰る、いわゆる業務の持ち帰りの管理も行っておりま

す。

また、【教頭の時間外在校等時間】が全体平均時間と比較しても大幅に多いことから、その改善に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

基本方針2の業務改善に推進では、

- ・学校徴収金の効率的な徴収・管理
- ・スクールサポートスタッフ等による業務支援体制の充実
- ・DXの推進による業務の効率化
- ・学校施設の管理運営業務の見直し

にそれぞれ取り組むこととしており、【スクールサポートスタッフの配置による効果】では、配置による効果が85.8%と高い数値であることから、学校規模等に応じた適正配置や、業務の見直しを行うこととしております。

また、【チラシ配布の電子化の検討】では、従来の紙媒体での配布から電子媒体での周知・案内に変更する予定としております。

現在、年間約250件の配布依頼、配布枚数が約100万枚でございますので、電子化を進めることで学校の負担軽減や紙資源の利用削減にもつながるものと考えております。

基本方針3の地域との協働では、

- ・学校運営協議会と地域協働による安全・安心な学校づくり

- ・部活動改革と地域展開の推進
- ・児童生徒・家庭への支援体制の強化
- ・保護者や地域等からの過剰や苦情や要求等への対応

にそれぞれ取り組むこととしており、【学校運営協議会と学校の関係】では、学校ごとに定める学校運営の基本方針や学校経営計画表に働き方改革に関する指標や取り組み等を盛り込み、学校運営協議会での承認を得ることで、学校と地域が協働した学校づくりを支援してまいります。

また、【部活動改革と地域展開】では、部活動指導者や特別外部指導者といった外部人材の活用や、休日部活動の地域展開について、国の方針等を踏まえ令和12年度以降の実現に向けた検討を進めてまいります。

「保護者や地域等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応」では、過剰な苦情や不当な要求等への対応は教職員の心身に大きな負担を与えることから、「大分市職員カスタマーハラスメント対応マニュアル」や他市のガイドライン等を参考に、「教職員カスタマーハラスメントマニュアル」を作成予定としております。これにより、現場で適切に対応できる体制の整備を進めてまいります。

最後に今後のスケジュールでございますが、2月25日開催の総合教育会議にて最終案に対する意見交換を行ったのち、3月の教育委員会にてプランの策定、6月市議会での報告を行う予定でございます。

説明は以上です。

ご質問などございませんか。

「教職員の働き方改革が進んでいると感じるか」という項目では肯定的な回答が増えており、実際に勤務時間も減少しているということで、非常に成果が出ていると感じました。

一方で、Cの「こどもと向き合うための時間を確保できているか」という項目については、Aとは逆の傾向が見られており、時間の削減が必ずしもこどもと向き合う時間の増加につながっていない状況が見受けられます。これは単純に勤務時間だけの問題ではなく、その中身の問題でもあると思います。つまり、様々な業務の割合が変わらないまま全体の時間だけが減少すると、結果としてこどもと向き合う時間も減ってしまうことにな

教育長
五番委員

ります。そのため、業務内容の中で、どのようにこどもと向き合う時間を増やしていくのか、その業務内容自体を精査していく必要があると感じました。

また、AとCの関係にも関連しますが、「特に負担が大きい業務」の項目を見ますと、校長は1位が保護者対応、教頭・副校長についても2位が保護者対応、さらに教諭についても2位に挙がっており、保護者対応が大きな負担となっていることが分かります。

一方で、これを見る限り、保護者対応を教諭任せにしているわけではなく、特に難しい案件については、教頭や校長がしっかり対応している様子も見えており、その点では学校全体でチームとして取り組んでいる姿勢が表れていると感じました。

ただし、保護者対応の中には、学校にとって有益な意見も当然ありますので、それらについては丁寧を受け止める必要があります。一方で、いわゆるカスタマーハラスメントへの対応については、今後さらに整理していく必要があると思います。

私はまだハラスメント対応マニュアルを十分確認しておりませんが、現在進められているような外部委託等を活用するのであれば、例えば定期的にインテーク会議のような場を設け、「この案件は学校で対応する」「この案件は外部と連携する」といった判断を組織的に行う仕組みが必要ではないかと感じます。

そのような時間や会議をあらかじめ確保しておかないと、状況に応じて曖昧な対応になってしまい、結果として保護者対応の負担はなかなか減っていかないのではないかと思います。

現場ではなかなか難しい部分もあると思いますが、市として、「保護者対応についてはこう対応する」「必要に応じて外部機関とも連携する」といった明確な方針を示し、その中で学校が遠慮なく対応を判断できるような体制づくりが必要ではないかと感じました。校長先生方をはじめ、現場では非常に一生懸命対応されていることも、この資料からよく伝わってきましたので、質問というよりは意見・感想として述べさせていただきます。非常に難しい課題であると感じております。

今、委員がおっしゃるように、学校においては、基本的に組織としての対応、チームとしての対応が非常に重要であると考えております。

特に現在は若い教職員も非常に多い状況であり、保護者対応を個人だけで行うことは、なかなか難しい現状があります。そのため、管理職が対応に関わる場面も多く、その対応に要する時間や負担も大きくなっている状況がございます。

しかしながら、保護者対応そのものは学校にとって非常に重要な業務であると認識しております。

一方で、対応には一定の限度や基準を設けておかないと、その範囲を超えるような対応が続いた場合、学校現場の負担がさらに大きくなることも考えられます。そのため、どのような対応を学校が担い、どこから先は別の対応とするのかという線引きを、マニュアル等を通じて明確にしていく必要があると考えております。

現在、マニュアルにつきましては、今後策定を進めていく段階でございますが、他市の事例も参考にしながら検討を進めております。先日も東京都の事例において、対応時間等を具体的に示したマニュアルが示されておりましたので、そういった他都市の事例も参考にしながら、大分市版のマニュアルを作成していきたいと考えております。

その中で、今、委員からいただいたご意見である外部委託の活用なども含め、今後検討してまいりたいと考えております。

ちょっと細かい質問ですが、ぜひ答えを教えてくださいなのですが、出退勤管理システムの中で、在宅、家に持ち帰って業務を行った時間も個人で記録するということになっていますが、この業務の持ち帰りは国の方針で原則禁止、それで、やむを得ない場合は、校長が事前承認を行うこととなっているのですが、例えば事前に承認がなくて、でも、在宅で思い出して、次の日の例えば準備をしてしまったとかいうことが発生した、しかねないと思うのですが、こういう場合に、在宅での業務をした時間というのは、例えば申請した場合、言ってみれば禁止されていることをやっていることになってしまうと思うのですが、その辺りの対応というのはどうなっているのか、もしお分かりでしたら教えてくださいなと思い

学校教育課長

ます。

持ち帰り業務につきましては、委員がおっしゃるように、国の方針としては原則禁止という考え方が示されております。

一方で、学校現場の実情といたしましては、現在、校長面接等を行う中で現状を確認しておりますが、放課後の時間外在校等時間の縮減に向けて、教職員が早く帰れるような取組を進めているところでございます。

しかしながら、例えば翌日の授業準備など、どうしても必要な業務もあることから、現状としては、必要最小限の範囲で持ち帰り業務が行われている実態もございます。

当然ながら、事前申請を基本としておりますが、委員がおっしゃるように、急遽持ち帰り業務が発生する場合があります。そのような場合につきましては、持ち帰り業務が常態化することは望ましくありませんが、終了後に改めて校長へ報告し、記録として残す形で対応しているところでございます。

まずは、現状を正確に把握していくことが重要であると考えております。そのうえで、持ち帰り時間も含め、少しでも時間外業務時間の縮減が図られるよう取り組んでいくことが必要であると考えております。

三番委員

教職員の皆さんは実際の時間数を申告しづらい状況にならないといいと思います。よろしくお願いします。

一番委員

働き方改革というのは、企業もそうですし、教育現場も日本全体の問題だと思います。企業のほうではですね、採用が厳しい企業も多くございまして、学校の先生もそうだと思います。基本的に、足りない分を採用で補おうという発想はちょっともう無理で、現人員で回るようにする、質を高めるということをせざるを得ない。

となるとどうなるかといいますと、A I とD Xを活用して作業を減らし、クリエイティブな仕事のみを人間が行うということにせざるを得ないという状況だと認識します。そうしないと給与が上がらないと、特に企業の場合ですね。給与が上がらないと、物価高に対応できないということですから、人を増やすと給与が上げられないということですから、もう絶対にA I とD Xの活用は不可欠だというふうなことだと認識します。

もうこれも分析もされていらっしゃるようでございますけども、時間的に、または精神的に負担が大きい業務、これをA I とD Xに置き換えるという以外の方法はないのではないかと思います。まず、恐らく3か月ほど前のこの会議でもありましたが、まず教職員の指導者の方、指導者というか、管理職の方ですね、業務をまず抜本的に減らす必要があるのではないかと。個人的な意見ですけどありますが。というのは、指導者の方の業務を減らさないと、若い教員のメンタル指導ができないから退職すると。

若い人、若い教育者が働きやすい環境にするのが絶対的な目標であるから、となると、上司の人が忙しいと教育できないから、そもそももったいない。優先順位でいくと、やっぱり指導職の方の業務、作業をもう絶対減らすということが、まず必要じゃないかと。

若干持論も入るかもしれませんが、そうすると、校長が保護者の対応、これはちょっと人間がするしかないのかもしれないけど、副校長、教頭の一般事務とかいうのを、まず抜本的に解放しなきゃいけない。これも3か月前にあった、車検証が切れて、報告書を出すと。本当に、あつてはならないと思うんですけど、そんなことを、副校長や教頭がするということが自体ですね、本当に無駄な作業で、こういうものは外注するかですね、システムにするか、もしくは教育委員会の中でコンピューター化するかですね、報告先を変えとかして、とにかく管理職の手から外さないと、全くできないじゃないかと。もうこれは私見で申し訳ないんですけど、そんなことを感じるわけでございます。

それとあと、私もこれはそうだなと思うんですけど、持ち帰ったら駄目だと思います。学校の教職員の方は、それはもう家庭崩壊にもつながるし、そもそも人気がないというような仕事をしてはいけません。これは、丸つけですけど、A I で丸つけできないかと。そんなことあり得るはずがないって思いますが、今本当にすごいソフトがスマホであってですね、営業の皆さん、私もちょっとやるんですけど、スマホで丸つけして、丸つけければ評定できるようなですね、システムもどんどん今A I で開発されつつありますし、学校の先生がきめ細かくするのはもちろんなのですが、成

績を評定したりすることも含めて、基本的にA I がやるとか、そして、学校の先生はA I の使い方が分からない生徒を、こういうふうにするのだよとか指導するとかですね、とにかく学校の先生がすることは、先ほどのいじめもそうですけど、とにかく人間教育とコミュニケーション力を磨くことと、それから学業を上げることの補助をします。

さらに、保護者との連携をして、総合的な人間教育をするというふうなことになるってくると、やっぱり作業はですね、基本的には、今までの発想をなるべく変えて、A I とD Xを使って負荷を、作業を減らすという発想でいかないと、ずっとこの話が続いていく可能性があります。

まず、難しいことだと思うのですが、やはりそういうことをしていったほうがいいのかというふうに考える次第でございます。お答えを求めているわけじゃないのですが、ちょっと私見が入りましたが、ぜひそうなるといいなということの意見でさせていただきます。

今、委員からお話がありました点につきましては、我々も非常に重要であると考えております。

例えば、「時間的・精神的負担が大きい業務」の項目の中でも、「学習評価や成績処理」に負担を感じているという結果が出ております。

そのような中で、教育長からもお話がありますように、自動採点システムの導入等について検討していく必要があると考えております。実際に、こうした採点システムを活用することで、採点業務の時間短縮につながるだけでなく、様々な分析を行うことも可能となるため、その有効性について今後さらに活用を検討していく必要があると感じております。

一方で、教職員の中には、これまでの自分自身のやり方や、子どもたちとの関わりの中で培ってきた指導観を大切にしている面もございます。特に小学校教員に多いのですが、実際に自分でテストの採点を行い、一つ一つ丸を付けることで、こどもの理解状況や日頃の様子を把握できるという声も学校現場にはございます。

そのため、単に効率化だけを進めるのではなく、そうした現場の思いにも配慮しながら進めていく必要があると考えております。しかしながら、時間的負担の軽減や、より高度な分析を行うという観点からは、自動採点

システム等を導入し、働き方そのものをどのように変えていくかという視点を持つことも重要であると考えております。

重なるところではあるのですが、学習評価、成績処理が負担が大きい1位に入っているのですが、今日のニュースとかで、他市で今年4月から、全中学校も2学期制を導入とかいう市が入ってきていて、そういったことの検討とかも今後あってもよろしいのかなというところと、自動採点のほうはもう、今高校現場はそうなっていますので、できないことはないはずなので、それは、もちろん自分で丸つけしたいという先生もいらっしゃる等、それはパートを分ければいだけなので、もう記号とかは自動でばんとできるやつはそちらに回して、あと個別に思考を見たいとかというのは、また別のレポートでもチェックできるかなとは思っています。

具体的に2学期制導入とか行事の配分というか、この前もちらっとあった、夏にはプールはできないよね、暑過ぎてという話もあったりして、学習の中身とかをもうちょっと変えてみるとか、やっぱり抜本的にもうちょっと何かしら入れないと、これ以上の時間を削るというのは、もう業務内容からしたらちょっと厳しいというか、無理というか、上の表に、赤とブルーが右下がりに行ってほしいという点々線はありますが、若干上がってきているので、ここが底というか、ここから下げるにしたら、もっと何かをしないということがありまして、先ほど、何かある先生の1日という時間割の中で、どこを見ても、これ、こどもと向き合う時間はないよねというか、含む休憩時間45分とありますが、あれは決して、実際は休憩時間を取れてないと思います。

給食も一緒に食べますし、前後の準備とか、先生によっては小学校だと休憩、中休みも昼休みも全力で外で遊ばれる先生もいらっしゃるはずで、この休憩時間45分は必ず取れてはないと思いますし、その中で業務を行ったら、それはまた出退勤管理システムに載せなきゃいけないのですか、休憩時間に業務を行った時間というもの。

そういったのも、結局面倒だからシステムに載せないという先生方も実際にいらっしゃるのだろうなという思いがあって、何かもう、ここに、もう時間割を削るというか、何かしら本当に動かさないと、どこでこどもと対

応する時間が取れるのだろうって、この時間割を見て思いました。もう16時半、勤務終わるぎりぎりまで授業して、会議して、中学校によっては、そこから部活動ということなので、もう少しメスの入れ方を考えなければいけないのかなという気がします。そういう思いです。よろしくお願いします。

学校教育課長

以前からそういったご意見はいただいております、その点につきましては、我々も継続して検討しているところでございます。

「こどもと向き合う時間」につきましては、当然、こどもと直接接する時間という意味合いもございますが、それだけではなく、こどもの今後の教育活動に必要なことについて教職員同士で話し合う時間や、宿題の確認、学習評価に関わる時間など、こどもの教育活動につながる時間も含めて、「こどもと向き合う時間」と捉えております。

例えば、学年の教職員が集まり、こどもの状況について協議する時間なども、こどものために必要な時間であると考えております。

そのため、そうした時間をどのように確保していくかという点につきましては、やはり学校全体の在り方や業務の進め方など、大きな部分を見直していく必要があると考えております。

具体的な取組としては、各学校において校時表の見直しを行い、放課後に一定の余裕のある時間を確保するなどの工夫を進めております。

その時間を活用し、放課後に直接こどもへ補習学習を行う場合もありますし、教職員同士でこどもの現状について協議を行う場合もありますが、いずれにしても、こどものためになる時間を確保していくという視点で、現在取組を進めているところでございます。

二番委員

スクールサポートスタッフの業務が、令和8年度に追加ということで、5番、6番ありますけど、また、そういった業務を追加してみて、先生方の負担がどう変わるか、またアンケートの結果とかを知りたいなと思いますので、また教えていただけたらと思います。

教育長

それでは次に報告事項（3）「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」報告いたします。

これより秘密会となります。

	廣津留委員は退席ください。傍聴の方も退席ください。
教育総務課長	報告事項（３）は、人事に関する案件でありますことから、審議に入る前に、説明者以外の事務局職員の退室をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。
教育総務課長	説明の前に資料をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。
教育長	どうぞ。
	事務局、説明をお願いします。
学校教育課長	（報告事項（３）の報告。）
教育総務課長	それでは、お配りした資料を回収させていただきます。
教育長	以上で予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。
教育総務課長	２月の教育委員会の日程につきまして調整をお願いいたします。 まず、令和８年２月５日木曜日午後２時から小規模特認校に係る第２回教育懇談会を実施いたします。 また、２月２５日水曜日の午後１時１５分から第２回大分市総合教育会議を、続けて午後３時から定例教育委員会を開催いたします。どうぞよろしくお願いいたします。 また、本日の会議終了後は、学習会を行いますので、お時間をいただきたくお願い申し上げます。 以上でございます。
全委員	（了承）
教育長	他に事務局から何かございませんか。
全委員	（なしとの声）
教育長	これもちまして、本日の会議を閉会いたします。
	（午後４時５０分）